

議案第69号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備  
に関する条例の制定について

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成19年2月13日提出

市川市長 千葉光行

市川市条例第 号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備  
に関する条例

(市川市立養護学校設置条例の一部改正)

第1条 市川市立養護学校設置条例（昭和39年条例第45号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

市川市立特別支援学校設置条例

第1条中「市川市立養護学校」を「市川市立特別支援学校」に改める。

第2条中「養護学校の」を「特別支援学校の」に、「市川市立養護学校」を「市川市立特別支援学校」に改める。

(市川市石井秋藏教育振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正)

第2条 市川市石井秋藏教育振興基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成12年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(市川市防犯まちづくりの推進に関する条例の一部改正)

第3条 市川市防犯まちづくりの推進に関する条例（平成17年条例第6号）

の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第12条第1項中「養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(市川市心身障害児就学指導委員会条例の一部改正)

第4条 市川市心身障害児就学指導委員会条例（昭和49年条例第22号）の

一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「特殊教育関係者」を「特別支援教育関係者」に改める。

(市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 市川市立幼稚園の設置及び管理に関する条例（昭和46年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第9条中「特殊教育」を「特別支援教育」に、「知的障害特殊学級」を「知的障害特別支援学級」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

## 理　　由

学校教育法の改正により、盲学校、聾<sup>ろう</sup>学校及び養護学校が特別支援学校に、特殊教育が特別支援教育に、特殊学級が特別支援学級にそれぞれ改められたことに伴い、関係条例中の条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

